

大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪ごみを考える会
<http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/>
【連絡先】吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方
TEL/FAX (06) 6338-3908
【郵便口座】00960-9-251431

2013年度 NO. 2 2013. 7. 31

目 次

1. 第14回通常総会の概要報告

「ごみ問題学習会」は市民派議員を中心にした活動だが、府下の市町村で成果を上げられるようになってきた。ごみ収集事業委託費の必要経費積算手法について今年度も継続して調査を行い、国に提案することを考えている。

2. 盛り上がった総会後の交流会

総会后、交流会を行い、会員や会員の紹介者を含めて11名が集い、活動紹介や今後について話し合うことができた。

3. 犬鳴豚当選者発表！！

川上さんの申し出により、毎号、会報の感想を書いた会員に川上さんの犬鳴豚が当たる企画が始まり、第1回の当選者を発表する。

4. (株)エコビジョンの取り組み

大阪市では、ごみ行政の仕組みが大幅に変わろうとしている。エコビジョンの渡辺さんに、廃棄物処理にかかる意気ごみと今後の動向について聞いた。

5. 会員による会報への感想

会員の率直な意見や感想を聞き、会報発行に生かして行きたいと考えている。

6. 前払いでなかったパソコンリサイクル費用

PCリサイクルマークがついているパソコンの回収再資源化料金があいまいになっている。調査してわかったことを述べる。

7. 大阪市の紙ごみ搬入禁止対策セミナーに参加を

今秋10月から大阪市では、紙ごみを焼却工場へ持ち込めなくなる。事業所の機密書類の処理をどうするかは事業所には気になるところだ。トクになるハウツーをセミナーに参加して学ぼう！

第 14 回通常総会の概要報告

第 14 回通常総会は、6 月 9 日（日）、大阪市西区千代崎の平川事務所で開催され、下記事項が承認可決されましたのでその概要を報告致します。

記

1. 平成 24 年度事業報告

実施された主な事業は次の通り。

- ① 情報提供事業（年 6 回の会報発行及び改定ホームページによる情報発信）
- ② 「ごみ問題学習会」の継続実施・・・市民派議員を中心とした学習会は 6 年目を迎え活動が充実してきた。参加者が各自の行政の抱える問題を順次提起し、知識、経験、各自の行政の対応等を出し合い、問題解決に漕ぎつけ、あるいは裁判を有利に展開する事例も多くなってきた。平成 24 年度の主な成果は次の通りである。
 - ・島本町のし尿処理施設移転問題については、今年度も定期的学習会を続けた。主要課題は設計で定めた希釈率の 2 倍も薄めて窒素酸化物の放流基準を満たす措置を取っていることの法的是非問題の解決であった。この施設を監督する高槻市の担当者は「薄めると違法」とは法律に書かれていないから違法とは言えないと答えた。しかしそれでは雨水や他社の処理水で薄めることも違法ではなくなり汚濁負荷量を減らすという法の目的達成が阻害されるから不当であることになる。この論点についてはまだ高槻市と議論が進んでいない。
 - ・大東市のごみ収集委託契約問題の裁判を支援する活動に引き続き取組み、本年 1 月に結審となり、4 月末に判決が出、提出書類を殆ど無視され敗訴となったのですぐ控訴した。
 - ・豊中市・伊丹市クリーンランドの焼却施設建設問題に引き続き関わり、ダウンドラフトが生じ高濃度汚染が予想されることが明確化できた。（2012 年度会報 NO.6 に掲載）
 - ・ごみ収集事業委託の必要経費積算手法について「中間報告」を参加者と共にまとめることができ、1 月末に発表することができた。（2012 年度会報 NO.5、NO.6 に掲載）
- ③ 大阪市の可燃ごみ半減政策問題については、大阪府下の他団体及び大阪市が参加した「大阪ごみ減量推進会議」が定期的に関かれ、10 月から始まる紙ごみ焼却禁止・リサイクル推進施策を混乱なく実施できる体制を築く試みを充実させることができた。

2. 平成 24 年度収支報告（単位：円）

【収入の部】

前期繰越	1,714,733
当期収入	
会費	192,500
寄付	0
雑収入	166
計	192,666
合 計	1,907,399

【支出の部】

当期支出		
事業費	148,703	
管理費	106,957	
計	255,660	
次期繰越	1,651,739	
合 計	1,907,399	

3. 平成 25 年度事業計画

主な事業計画は次の通り。

① 情報提供事業

年 6 回の会報発行及び会報の HP 掲載による情報発信を継続する。

② 市民派市会議員を中心にした「ごみ問題学習会」を今年度も月 1 回のペースで行い、昨年度中間報告したごみ収集事業委託の必要経費積算手法についてまとめを行い国に提案する。

③ 大阪市環境局との共同事業の一つである紙ごみ回収システムの再編事業を、大阪ごみ減量推進会議の一員として積極的に実践する。

④ 廃棄物処理法、小型家電リサイクル法、それに関連する条例、要項などの改正問題に積極的に取り組む。

4. 平成 25 年度収支予算 (単位：円)

【収入の部】

前期繰越	1,651,739
当期収入	
会費	200,000
寄付	5,000
雑収入	200
計	205,200
合 計	1,856,939

【支出の部】

当期支出	
事業費	220,000
管理費	92,000
予備費	10,000
計	322,000
次期繰越	1,534,939
合 計	1,856,939

以 上
<文責：水川>

盛り上がった総会後の交流会

総会后、川上さんの“犬鳴ポーク”を扱ってくれているお店で、久しぶりに盛り上がった交流会をすることが出来ました。その成果の一つが先月号に記載した会報記事の感想を書いていた方に川上さんが“犬鳴ポーク”を贈る企画です。

ごみ問題が大きな社会的関心事項になった頃は、学習会後の交流会が盛り上がりましたが、時代を経るにつれ会員との交流が殆ど出来なくなっていました。川上さんがその壁を破ってくれ、数年ぶりにお会いできた会員や、会員の知りあいの方 1 1 名が集うことが出来ました。

もう一つ話し合われた企画が、小寺さんが主宰するシティズンホームライフ協会と当会がコラボする環境と食育に関するセミナーで、双方が得意とする有機野菜と犬鳴ポークを教材にして“料理教室”を開催することになりました。秋ごろ開催の予定です。ご期待ください。(記 森住 明弘)



犬鳴豚当選者発表！！

会報の感想をありがとうございました。今回の当選者は次の 3 名の皆さんです。

濱 真理さん、日高正之さん、山下宗一さん (感想の一部を後のページに掲載しています。)
今回も募集しますので、感想をお寄せください。締切は 9 月 17 日です。よろしくお祈りします。

住所、名前、電話番号、ご感想や新企画などを事務局までお送り下さい。

大阪ごみを考える会事務局：吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方

(株)エコビジョンの取り組み

2010年度 No. 4でもお伝えした(株)エコビジョンの渡辺さんに、この10月から大阪市で始まる紙ごみ分別の問題を中心にお話を伺いました。

大阪市内では、今年10月から紙ごみの分別が始まり、今まで通り可燃ごみに混ぜて出せなくなります。事業系でもかなり問題になっていると思うのですが。

紙ごみが減る分、ごみ処理経費が安くなるはずですが。当社が入っているテナントビルの廃棄物処理業者によると、廃棄物はそのうち半分で、あとの半分を占める紙は業者自身がリサイクル便を仕立てて再生資源業者に運ばれます。



廃棄物処理業者は、このような良心的な業者ばかりではありません。ビルのオーナーによっては、ごみ処理料金を廃棄物処理業者に言われるまま支払い、正確なごみ処理料金を知らない場合が多くあります。大阪市内の事業者には廃棄物の排出に関するコンサルを行い、処理料金を明確にし、ごみ処理経費をカットできるようアドバイスします。廃棄物処理業者と交渉しても減らない場合、エコビジョンが間に入って下げさせます。紙などの再生資源業者と契約を結び、エコビジョンが手数料をもらうこともあります。エコビジョンの渡辺さんに相談したら「ごみ処理経費が減り、きっちり処分ができる。」という信用を売りにしています。

渡辺さんの仕事が増えるわけですね。しかし、廃棄物処理業者は戦々恐々ですね。必殺仕事人が世直しを凶っているという構図でしょうか。

身の危険を感じたりしませんか？

廃棄物処理業者に支払うごみ処理料金を「当たり前の金額」に是正したいというだけです。だって、黙ってぼったくられているのを見過ごすのは許せないでしょう。これまでのぼったくり料金の是正は、ゴルフ場で月16万円払っていたのを6万円にしたり、テナントビルで月8万円払っていたのを4万円の半額にしたという事例があります。身の危険ですか。昔ならあったかもしれませんが、今はそんなことはありませんよ。

家庭系についても業者選定の動きがあるとか。

大阪市は家庭系ごみの収集運搬業務を行う新会社を民間出資で設立するため、設立主体となる事業者を選定する計画を立てています。会社設立当初から5年間は業務委託契約を結んで、現業職員の受け入れを前提とし、「家庭系ごみの収集運搬業務」を実施、5年経過後、完全民間開放とし、競争入札により事業者を選定します。現在、家庭系の収集運搬は直営です。市内の事業系ごみの許可業者は約360ありますが、公募して決めようということです。このねらいは、既存の業者の体質改善と、大阪市のごみ処理の民営化並びに現業職員の非公務員化です。既存の業者は収集車両を1~2台しか持っていない小規模事業者が全体の2/3を占めており、収集量の割合は1/4程度となっています。会社設立するような体力はありません。しっかりした組織運営できる事業者に出て来てほしいですね。こういう思い切ったことは橋下市長だからできたことです。

大阪市のごみ処理の体制ががらっと変わるわけですね。大いに期待できますね。

ところでエコビジョンでは、マニフェスト伝票を販売しておられますね。

産廃協会よりも5円ばかり安く販売しています。このため、全国の産廃業者が買ってくれます。マニフェスト伝票の売買を通じて、全国の産廃業者とつながりができます。HPに載せているので、向こうから問い合わせが来て、事務所に座っていてもネットワークが広がります。産廃は21品目ありますが、処分業者によって強みが違います。全国の多種多様な処分業者とつながりがあるので、どんなごみでも振り分けることができます。東京のゲーム機の商品から大量に処分を頼まれ、全国の産廃業者を当たったところ、九州の業者が北海道の業者の半値とわかり、九州の業者に処分を頼んだことがありますし、豆腐工場から出るおからを乾燥させて家畜の餌にできないかと考えているところです。

なるほど。居ながらにして全国の情報をキャッチできる便利なツールと言えますね。

小型家電リサイクル法ができましたが、どのように感じておられますか。

環境省並びに経産省から認定された業者が発表されましたが全国で14社あるうち、大阪府内では大栄環境と共英製鋼の2社、兵庫県ではイボキンの1社です。しかし、小型家電リサイクルでは採算が取れないと思います。輸出に回す方が売れてお金になると思うのですが、国の思惑は「レアメタルの海外流出を止めたい」というところにあります。

これからのビジョンを教えてください。

クリーンなごみ処理業界を作るということです。それには適正な処理料金に料金改定が行われなければなりません。大阪市の場合は事業系ごみの搬入手数料は平成24年4月に9円/kgに値上げされましたが、正規の処理料金はこれ以上かかっており（処理原価は13.92円（大阪ごみを考える会 平成23年6月調べ）、その差額は税金が使われているのです。市民は暮らし向きのことを考えるとごみにも関心を向けるべきで、まず知ることが大事ですね。リサイクルするよりもごみにする方が安いのが現状なので、改めて行かなければなりませんね。

取材を終えて感じたこと

とかく廃棄物処理業者はダークなイメージがありますが、渡辺さんのエコビジョンはいたってクリーン。渡辺さんに業界全体をクリーンにする旗振り役を担っていただきたいと思います。大阪市の家庭系の組織改編には、「やればできるやん！」という感じですね。他の自治体にも影響が出ると思います。（記 水川 晶子）

会報への感想

○川上さんは25年も前から食品残渣を配合したエコ飼料を研究し、それを使用され、さらに自ら食品加工業と直営の販売店を運営されていることに心から敬意を表したい。

○大阪でごみについて継続的に情報を発信し続けている印刷物は、行政の広報パンフ以外になく、とても貴重で重要な役割を担っておられ、大変ありがたいと思っています。普通の人にはちょっと難しすぎる、あるいはマニアックに感じることもある。

○やたら文章が多かったり、理屈っぽかったり、敬遠されがちだ。読者を意識するのなら、もう少し文章を減らし、図、グラフ、写真、絵を増やした方が良いのかもしれない。



前払いでなかったパソコンリサイクル費用

家庭系パソコンのリサイクルは無償とする

資源有効利用促進法の指定再資源化製品に定められたパソコンは、平成13年当初は事業系のみが対象でしたが、平成15年の改定で家庭系のパソコンも対象となりました。家庭系の回収に当たっては、平成15年4月7日経済産業省・環境省令第1号の改正に



より、第1条2項に「事業者は、指定回収場所において使用済みパーソナルコンピューター（事業活動に伴って生じたものを除く。）の自主回収をするに際しては、**対価を得ないものとする**。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。」とされました。これは、HPによる経産省の解説（経産省→資源有効利用促進法→資源有効利用促進法解説）によると、「従来は『一般廃棄物』として自治体により回収・処理されてきたため、消費者から料金を徴収すると、自治体の収集ごみに出されたり、不法投棄が増えることが懸念されるため」としています。また、「正当な理由がある場合」とは、事業者が事業用として販売しパソコンが中古市場などを經由して一般消費者から排出された場合などであり、この場合はパソコンの自主回収及び再資源化にかかる経費を排出者から徴収できることとなります。

PCリサイクルマークの意味は？

私たちは、この法改正により、平成15年9月までに販売されたパソコンの回収・資源化料金は支払う必要があるが、平成15年10月以降販売されたパソコンには同額が上乗せされて販売されている、即ち、前払い制になったものと思っていました。しかし、家電量販店エディオンに聞いてみると、「PCリサイクルマークは前払いの証拠ではない。」とのことで、また、パソコン3R推進協会のパンフによれば、「PCリサイクルマークのついたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化する。」となっていて、消費者がパソコンを購入する際に、販売価格に回収・資源化料金が含まれることはどこにも書かれていないことに気づきました。

そこで、当時の新聞報道がどうなされていたのかを調べてみました。平成15年9月27日の日経新聞に、「資源有効利用促進法に基づいて10月1日から始まる家庭用パソコンのリサイクル制度では、10月より前に購入したパソコンの廃棄時に3000～7000円の消費者『負担が発生する。（中略）一方、10月以降に発売される新製品にはこうしたリサイクル料金をあらかじめ上乗せして販売する。』との報道がありました。

また、経産省のHPを調べていると、経産省→資源有効利用促進法→法律条文と関係資料の同じページの下方→パンフレット→家庭系パソコンリサイクルの仕組みの中に、経産省が発行した平成15年の家庭向けパンフ「パソコンメーカー等による家庭系パソコンの回収リサイクル」がみつかりました。表紙に「平成15年10月1日スタート！！」となっており、裏表紙にはPC3R事業参加メーカー40社（H.15.12.1現在）の名前が書かれています。これによると、回収・リサイクル料金の項目に、「平成15年10月以降に販売されている家庭向けパソコンは、**回収・リサイクル費用は販売価格に含め**、排出時には消費者が新たな料金を負担することなく、メーカー等が使用済みパソコンを引き取ります（（社）電子情報技術産業協会 PC3R事業参加メーカーの場合。）」平成15年9月までに販売された家庭向けパソコン等はPCリサイクルマークの付いていないパソコンは、回収・リサイクルに関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者が回収・リサイクルに関する料金を負担します。」と書かれています。この内容だと上乗せと解釈でき、新聞報道が誤りとは言えません。

平成 15 年 4 月 7 日に省令が改正され、「無償とする」と書かれているのに、パンフでは上乘せする＝消費者負担にする＝無償でない、という論理矛盾になり、省令に違反するパンフになっています。このパンフは今でも経産省のHPから簡単にみつけることができます。

平成 15 年 9 月までに販売されたパソコンの回収再資源化料金はどうなっているのか

(税込 円)

社名	デスクトップパソコン本体	ノートブックパソコン	液晶ディスプレイ	CRTディスプレイ	液晶ディスプレイ一体型パソコン	CRTディスプレイ一体型パソコン
国内や海外のメーカー	3,150	3,150	3,150	4,200	3,150	4,200
パソコン3R推進協会	4,200	4,200	4,200	5,250	4,200	5,250

パソコン3R推進協会は企業からの協賛金で運営している一般社団法人で、平成 25 年 4 月現在の加盟メーカーは 49 社あります。各メーカーは自社製品のみを回収し、「メーカー等不存在パソコン（倒産メーカーや事業撤退メーカー、または個人輸入、自作）」はパソコン3R推進協会が回収します。パソコン3R推進協会の回収再資源化料金が各メーカーの料金より高くなっているのは、申し込まれたパソコンが「メーカー等不存在パソコン」であるか否かの確認のため、通常の確認作業よりも煩雑な工程を経る必要があるためと、さまざまな部品が使われていて、解体作業も手間取るためです。

各メーカーの回収再資源化料金は表に書かれている同一料金で、横並びになっているのは、条文の中に「公正取引委員会との関係」を謳っており、すなわち、指定再資源化製品の申請に係る自主回収及び再資源化について、主務大臣が認定するに当たって、事前に公正取引委員会に意見聴取をするための規定を定めているからです。

パソコン3R推進協会とメーカー窓口に関して

パソコン3R推進協会に電話で尋ねてみました。パソコン再生工場は全国で数十か所あり、関東に多く、関西は大栄環境のみで、既存の処理工場にメーカーが委託しているそうです。また、事業系の廃棄パソコンは産業廃棄物になり、無料で回収はできないことがわかりました。しかし、3R推進協会パンフに「事業者の方がPCリサイクルマークのついているパソコンを購入された場合には、回収再資源化料金は不要となることがあります。詳細は、回収を依頼したメーカーにご確認ください。」と書かれているので、これはどういうことか尋ねてみると、各メーカーで対応が違うのでメーカーに問い合わせてくださいとのことでした。

A社に聞いたところ、「法人向けに販売しているパソコンに大学向けの物があり、PCリサイクルマークが付いているものと付いていないものがあるが、付いているものは費用がかからない。」との回答でした。B社に聞いたところ、「事業者の中でも、小さい個人事務所などでマークが付いたパソコンを個人名で廃棄する場合には、回収再資源化料金は不要になる。」との回答でした。このあたりは各メーカーで対応が違うようで、さらに他のメーカーの事情も調べて行きたいと思います。購入に当たっては廃棄のことまで視野に入れる必要があると思いました。

このように、パソコンのリサイクル料金には、家庭系・事業系共に不透明な部分があるので、今後、さらに追及して行きます。

(記 水川 晶子)

大阪市の紙ごみ搬入禁止対策セミナーに参加を

本会報でも既にお知らせしているように、この10月から大阪府は焼却工場への紙ごみの搬入を禁止します。許可業者が収集している事業系ごみ中の紙ごみも同様ですから、排出事業所は対応を迫られています。特に問題になるのが、機密保持対策としているシュレッダー紙がどうなるのか？ということと、処理費用が著しく高くなる恐れが強いことです。



(1) ごみ減量推進会議がセミナーを受注

そこで、大阪ごみ減量推進会議で、排出事業者へ説明するセミナーを大阪府環境局に提案したところ、大阪府はコンペをしてNPO法人「ごみゼロネット大阪」を選定してくれました。コンペ参加資格を持っているのは、減量推進会議メンバーのここだったからです。

(2) 参加者100名の厳しい条件

ただ、3回行われるセミナーで、1回あたりの参加者が100名とするという厳しい条件が課せられました。市民対象の学習会の場合、他市からの参加者をも含め50名程度ですから、100名もの事業者に参加してもらえる対策を講じることができないと、対応力がないという厳しい批判を受けることとなります。会員の皆様も市民活動支援のため、是非ご参加をお願いします。

(3) 聞いてトクできる内容にする

そこで、推進会議で内容を検討した結果、排出事業者がどのような出し方をすると、費用も安くなり、“三方よし”という結果になるのか？を“見える”ようにしました。

① 1回目：9月18日

工場見学：大和板紙株式会社本社工場（柏原市）

講演：古紙リサイクルの現状と課題 大阪ごみ減量推進会議幹事 須田充訓氏

② 2回目：10月23日

工場見学：大阪市舞洲工場

講演：事業系ごみをどう減らすか？ 京大環境科学センター助教 浅利美鈴氏

③ 3回目：11月13日 大阪産業創造館（大阪府中央区）

シンポジウム：オフィスごみはこうして減らす。コーディネーター京大浅利美鈴氏

展示：様々なオフィス古紙のリサイクル機器類やシステムの紹介

(4) 役所のごみも事業系

事業系ごみというと、企業活動から出るごみという印象を持ちがちですが、役所も事業所の一つなので、国の出先機関、大阪府なども全て事業所になります。より複雑にしているのはこれらの公共機関の多くは民間ビルのテナントとして入居していることです。するとここから出るごみは民間ビルオーナーの出すごみに“化けて”しまい、共益費だけ支払うと責任を果たしたことになるので、当事者意識が薄まってしまいます。逆に当事者意識が芽生えたと、共益費以外の費用を自前で出さざるを得なくなる・・・という矛盾が派生してくるので、“言うは易し・・・”の問題になってしまいます。

（記 森住 明弘）